

三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市宿泊基本計画

1 目的

三重とこわか国体・三重とこわか大会に参加する選手、監督、役員、観察員、報道員その他の関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者が万全の体調で、それぞれの分野で十分な活躍ができるように、「名張市開催推進総合計画」及び県の「宿泊基本方針」に基づき、快適な宿泊施設並びに衛生面及び栄養面で良好な食事の提供に努める。

2 内容

（1）宿舎

- ア 大会参加者の宿舎は、原則として名張市内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）とする。
- イ 名張市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議の上、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ウ 風紀、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎等は、利用しない。

（2）配宿

- ア 大会参加者の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- イ 選手、監督を除く大会参加者の配宿は、県と協議して行う。
- ウ 選手、監督の宿舎は、都道府県別、競技別及び競技種別等を考慮して割り当てる。
- エ 役員、観察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督の宿舎とは別にする。
- オ 大会参加者を近隣市町村の旅館等に配宿する場合は、県と協議して行う。

（3）宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

（4）食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、豊かな自然に育まれた地元産食材を取り入れるなど、郷土色豊かなものとする。